

## 議案第122号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
を次のように定める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 山陽小野田市国民健康保険条例(平成17年山陽小野田市条例第115号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(山陽小野田市介護保険条例の一部改正)

第2条 山陽小野田市介護保険条例(平成17年山陽小野田市条例第116号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年山陽小野田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市国民健康保険条例附則第9項の規定、第2条の規定による改正後の山陽小野田市介護保険条例附則第5項の規定及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>9 当分の間、第25条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>9 当分の間、第25条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p>

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>5 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>5 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>